

## 平成30年 第7回別府市農業委員会総会議事録

日 時	平成30年7月3日(火)午後2時55分		
場 所	別府市役所農業委員会室		
招集者	別府市農業委員会 会長 恒松 直之		
議 事			
	日程第1 議事録署名委員の指名		
	日程第2 議案事項		
	<p>議案第1号 平成31年度県等利用最適化推進施策の改善についての意見(案)等について</p> <p>議案第2号 非農地証明願について</p> <p>議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第4号 農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について</p> <p>1 農地法第3条の3の規定による届</p> <p>2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届</p> <p>報告第1号 開発行為事前協議申入に対する協議結果の報告について</p>		
	日程第3 その他		
出席委員	7名	番号は議席番号	
	1番 齊藤 孝一	2番 佐藤 進蔵	
	3番 園田 喜久男	4番 恒松 直之	
	5番 星野 賢一	6番 久保 賢一	
	7番 浜川 和久		

出席職員	事務局長 宮森 久住 補佐 吉田 悠子 主任 木元 佳子
	午後 2 時 55 分 開会
局 長	<p>それでは、只今より平成 30 年第 7 回別府市農業委員会総会を開会いたします 本日の総会の出席委員数は 7 名で、委員定数 7 名に対し過半数を超えています ので、総会会議規則第 6 条により本日の総会は成立いたしましたので、ご報告 申し上げます。</p> <p>ここで、お願いがございます。</p> <p>議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をして いただき議長の承認のうえ発言していただきたいと思ひます。</p> <p>それから、総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りくださ るようお願いします。</p> <p>また、やむをえず離席する場合は、議長に許可をもらってください。</p> <p>それでは、会長、お願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、本日の総会は、総会会議規則第 7 条により、私が議長を務めさせ ていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>これより会議を開きます。</p> <p>本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名いたしたいと思 ひますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし。
議 長	<p>ご異議がないようでありますので、2 番佐藤委員、7 番浜川職務代理者を指名 いたします。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日の総会議案は、お手元に配布いたしております議案第 1 号「平成 31 年度 県等利用最適化推進施策の改善についての意見（案）等について」、議案第 2 号 「非農地証明願について」が 1 件、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」が 1 件、議案第 4 号「農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告について」で、「農地法 第 3 条の 3 の規定による届」が 1 件、「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による 農地転用届」が 2 件、最後に、報告第 1 号「開発行為事前協議申入れに対する</p>

	協議結果の報告について」が1件、それから、その他となっております。
	<p>それでは、議案第1号「平成31年度県等利用最適化推進施策の改善についての意見(案)等について」です。</p> <p>事前に(案)を皆様へ送付いたしておりますが、詳細につきまして事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事前に、皆様には(案)をお送りいたしておりますので、それぞれの趣旨のみ説明させていただきます。</p> <p>まず、平成31年度県等利用最適化推進施策の改善についての意見(案)の地域の実態に即した担い手の育成についてですが、農業従事者の自然減や超高齢化等により、担い手の減少が進んでおりますが、農地を有効利用及び例えば、認定農業者が集約化を促進し、作業の効率化と機械の積み下ろし作業による農作業事故の回避のため、基盤整備予算を十分確保していただき、面的集約化を図ることで、担い手を育成し、また農振地域以外においても中間管理事業を対象とするよう制度改正を要望するものであります。</p> <p>次に、の農業経営安定対策についてですが、農業が産業として確立するには担い手が長期展望をもって農業に取り組めるようにする必要があり、平成31年度からとする収入保険制度が導入されますが、その内容については、別紙1を添付いたしております。任意での加入制度ですが、掛け捨てとなります保険金額の引き下げを検討していただくことで、加入率の向上を図り、安心して農業経営に着手することができる。</p> <p>また、農業者年金においても35歳から国庫補助の金額が1万円から6千円となりますが、補助金額の引き上げと補助年数期間の20年を延長することで、老後の収入の安定化にもつながり、農業者離れに少なからず歯止めを掛けることが可能になるのではということで安定対策について要望するものであります。</p>
議長	事務局の説明が終わりましたが、この(案)につきまして訂正等がございましたら、ご発言をお願いします。
各委員	意見なし。

議 長	<p>特にご意見もないようですので、平成 31 年度県等利用最適化推進施策の改善についての意見は、原案のとおり決定し、農業会議へ報告いたします。</p> <p>次に、「平成 31 年度国（県）予算に関する要望・提言（案）」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>まず、 の遊休農地の発生防止・解消に伴う支援についてです。</p> <p>農業後継者不足と超高齢化が相まって農地の荒廃化が進んでいる状況にあります。</p> <p>そこで、農地の保全・保護のため、耕作が出来ない農地所有者へ利用権の設定を促すようお願いしておりますが、当面の間、受け手のない農地・再生可能な遊休農地については、荒廃化を防止するための十分な予算措置を要望するものであります。</p> <p>次に、 の鳥獣害被害についてですが、地域で幾度となく対策を講じても限界があり、防除柵設置の際に補助はあるものの膨大な費用がかかり、農業経営を圧迫することから、なお一層の予算措置を要望するものであります。</p> <p>次に、 の農振地域以外の農業振興対策についてですが、農振地域以外でも農業を営む者も多く、農地中間管理事業の対象とするとともに農業振興に係る助成のための十分な予算措置を要望するものであります。</p> <p>最後に、 の農地の基盤整備の促進についてですが、作業の効率化と特に機械の積み下ろし作業による農作業事故の回避のためにも面的に集約化を促進する必要があります。</p> <p>そこで、耕作条件を改善するための基盤整備にかかる予算を十分に確保し早期の整備を図るための予算措置を要望するものであります。</p> <p>以上で、ございます。</p>
議 長	<p>以上で、事務局の説明が終わりましたが、この（案）につきまして訂正等がございましたら、ご発言をお願いします。</p>
各委員	<p>意見なし。</p>

議 長	<p>特にご意見もないようですので、平成 31 年度国（県）予算に関する要望・提言については、原案のとおり決定し、農業会議へ報告いたします。</p> <p>議案第 1 号は、承認されましたので、推進委員の皆さんは、ここで退席されても結構です。</p> <p>お時間の許す方は、引き続きお残りください。</p> <p>ここで 5 分暫時休憩いたします。</p> <p>（推進委員退席）</p>
議 長	再開いたします。
議 長	次に、議第案 2 号「非農地証明願について」事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>座って説明させていただきます。</p> <p>議案第 1 号、非農地証明願について</p> <p>番号 1</p> <p>申請人の住所・氏名 別府市浜脇 丁目 番 号</p> <p>区分 都市計画区域外</p> <p>申請の土地 大字内成字 番 原野（宅地） m<sup>2</sup></p> <p>場所は通称 、 から南西へ m 付近です。</p> <p>申請地の状況は宅地</p> <p>理由は昭和 49 年 4 月 1 日付で大分県から許可を受けた後、住宅を建てた際に地目変更をしなければならなかったが、そのまま使用していた。所有権の移転が数回あった後も、家が建っています。</p> <p>本件は 6 月 12 日火曜日に星野委員と事務局で現地調査をし、家屋が建っていることを確認いたしました。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局の説明が終わりました。</p> <p>議案第 2 号について、何かご意見はございませんか。</p>
星野委員	<p>はい。</p> <p>今説明がありましたが、6 月 12 日に事務局と現地の確認に行っていました。</p> <p>以前より自宅がありまして、非農地として問題ないと思います。</p>

局 長	ただいま地元農業委員から報告がありましたが、ほかにご意見はございませんか。
各委員	異議なし
事務局	<p>ここで、訂正がございます。</p> <p>議案でございますが、第1号議案が「平成31年度県等利用最適化推進施策の改善についての意見等について」でございますので、「非農地証明願いについて」が第2号議案になります、その後も1つずつ繰り下がります。</p> <p>大変申し訳ございませんがご訂正をお願いいたします。</p>
議 長	<p>では、訂正をお願いいたします。</p> <p>議案第2号「非農地証明願いについて」は、ほかにご異議もないようですので、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案第3号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてです。</p> <p>番号1番（新規）</p> <p>利用権を設定する者、別府市大字東山 番地</p> <p>利用権を受ける者、別府市大字東山 番地</p> <p>区分 市街化調整区域内の農用地区域です。</p> <p>利用権を設定する土地は、大字東山字久保田前 番 田（田） m<sup>2</sup>、場所は  です。</p> <p>利用権の種類は賃借権、利用方法は水稻栽培として</p> <p>期間は、2018年7月3日から2023年3月31日まで、支払い方法は直接支払です。</p> <p>利用権を設定する理由、設定する者、体調不良で耕作困難なため。</p> <p>受ける者、農家の高齢化・後継者不足等の問題に取り組み、農業と地域を守り地域活性化を図る運営を行うため。</p>

会 長	ただ今、事務局の説明が終わりました。 議案第 3 号について、何かご意見はございませんか。
久保委員	小さな事ですが、利用方法は水稲として、稲作としての違いはありますか。
齊藤委員	そこはたぶん稲作の苗を作るのだと思います。
事務局	申請書には稲の苗を作ると書いてあります。
議 長	はい、水稲の下に稲苗と書いて下さい。 では、他にご意見はありませんか。
各委員	意見なし
議 長	他にご異議もないようですので、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定について」は、承認することに決定いたしました。  次に、議案第 4 号農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告についてのうち、1 の「農地法第 3 条の 3 の規定による届」、2 の「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届」について、事務局より一括説明願います。
事務局	はい、議案第 4 号は農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告でございます。  1 農地法第 3 条の 3 の規定による届です。 番号 1 番 申請人 大分市南鶴崎 丁目 番 号 土地の区分は、都市計画区域外の農用地区域です。 届出の土地は、大字天間字アセツ 番 田 ( 田 ) m <sup>2</sup> 、場所は通称 で す。 権利の取得日は平成 30 年 5 月 25 日、事由は相続により所有権を取得しました。あっせん希望はありません。現在 地区の さんが耕作されています。 届出の日は、平成 30 年 6 月 6 日です。  2 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届です。

番号 1 番

譲渡人 東京都板橋区熊野町番地 番号 、職業

譲受人 宇佐市大字四日市 番地 、職業

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字北石垣字黒川 番 畑 (畑)  $m^2$

場所は通称、中須賀本町 組、 から東へ m付近です。

施設の概要は、アパート用地の一部として木造 階建 1 棟  $m^2$ 、転用の時期は届出受理後、

専決年月日は、平成 30 年 6 月 5 日です。

番号 2 番

譲渡人 大分市公園通り 丁目 番地の 、職業

譲受人 別府市石垣東 丁目 番号 、職業

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鶴見字五反 番 畑 (雑種地)  $m^2$

場所は通称、鶴見町 番 から東へ m付近です。

施設の概要は、自己住宅用地として木造 2 階建 1 棟、  $m^2$  転用の時期は届出受理後、

専決年月日は、平成 30 年 6 月 20 日です。

以上です。

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この専決事項については報告事項でございますので、ご了承下さい。

次に報告第 1 号「開発行為事前協議申入れ等に対する協議結果の報告について」事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 1 号 開発行為事前協議申し入に対する協議結果の報告について  
番号 1 番

申請者の住所 別府市北浜 丁目 番号

開発区域の位置及び面積 大字鶴見字鶴見原 番  $m^2$

場所は東荘園町 丁目 組 の北側になります。



	<p>都市計画区域は市街化区域、第1種住居地域、第2種中高層住居専用地域です。</p> <p>開発目的 宅地分譲8区画です。</p> <p>事務局の所見 申請地は農地でないため、意見なし。周辺に農地があるか確認し、被害が生じる恐れがある時や生じた時は責任を持って対処してください。また、排水等を水路に流す場合には水利関係者に承諾を得てください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この件につきましても、報告事項でございますので、ご了承頂きたいと思います。</p> <p>最後に、その他ですが、先月ですね。 委員から、農地利用最適化推進委員より辞任届が私宛に提出をされました。</p> <p>推進委員の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第23条に基づき、「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」とうたっております。</p> <p>それで、この農業委員会で、推薦をして、選任をしておりますので、辞任の時もこの委員で、審議をして辞任を受理するか、しないかということを決定をしたいと思います。</p>
	<p>各委員辞任届けについて協議・・・</p>
議長	<p>ちょっとなんか暗い話で申し訳ないんですけども本人の希望ですので、これで審議をしなきゃいかんちゅうことになってますので、何回も言いますがこういうことで、結果は、 委員の辞任を受理するというので、決定をいたします。今、事務局が言うのでは、異議がないか皆さんの同意をもらえということで、ございますので、異議なしということでよろしいですか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
議長	<p>同意していただいたということで、決定をいたします。後の流れは、さっき言ったように事務局の市報或いは、また色んな手続き上の関係もありますので、日付については一番本人が7月いっぱいか。8月いっぱいか。恐らく8月いっぱいくらいじゃないかな。そうすると一人なら9月の総会ですので、あんまり空</p>

